

II 履修要領

1 学年、学期及び休業日

(1) 学年

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

(2) 学期

学期は、2学期制をとっており、前期と後期に分かれています。

- ① 前期 4月1日から9月30日まで
- ② 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(3) 休業日

休業日（授業を行わない日）は、次のとおりですが、休業日を変更する場合、臨時に休業する場合や、休業日であっても授業を行う場合があります。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

その他の休業日はオリエンテーション時に配布する年間予定表を参考にして下さい。

2 卒業要件

本学を卒業するためには、6年以上在学し、必修科目と選択科目を合わせて186単位以上を修得しなければなりません。

《卒業に必要な単位数一覧表》

授業科目の区分	必修科目	選択科目	自由科目
教養科目	18.5 単位	6 単位以上	
専門科目	161.5 単位		6 単位
合計	180 単位	6 単位以上	
	186 単位以上		

備考 必修科目：必ず履修しなければならない科目です。

選択科目：学生が選択し履修する科目です。

自由科目：卒業要件にはなりませんが、学生が選択し履修できる科目です。

3 履修

(1) 授業科目について

各授業科目の配当年次は、別表第1「開設授業科目一覧表」のとおりとなっています。必修科目は必ず履修しなければなりません。

なお、授業科目のうち別表第2の左欄に掲げる科目の履修については、特に認める場合を除き、当該科目に先立って、同表右欄で指定する科目を修得しなければなりません。

(2) 選択科目について

選択科目については、以下のとおり選択し、受講してください。ただし、受講者の定員がある

科目は、抽選などの適切な選考方法で受講者数を制限することがあります。

- ① ドイツ語 I, II、フランス語 I, II、中国語 I, IIについては、同一言語の I, II を選択し履修する。
- ② 人文社会科学系科目（心理学、哲学、文学、法学、経済学、社会学）については、6科目中4科目以上を選択し履修する。

(3) 自由科目について

地域医療薬学実習 I 及び薬学特別演習については、卒業に必要な単位ではありませんが、選択し履修することができます。

(4) 履修の手続

選択科目の履修手続については、毎年決められた期間に UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）から行う必要があります。年度始めのオリエンテーションで説明します。変更がある場合は所定の期日までに各自手続きをしてください。

(5) 履修の取り下げ

下記の選択科目は履修途中で履修を取り下げることができる場合があります。履修の取り下げを希望する場合は、年度始めのオリエンテーションで示す所定の期日までに「履修取下願」を事務室に提出して下さい。

＜履修取り下げを申請できる科目＞

心理学、哲学、法学、経済学、社会学

(6) シラバス

シラバスには各科目の授業計画や成績評価方法が記載されています。本学ホームページ及び UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）から閲覧できますので、確認してください。

※シラバス公開場所

本学トップページ>学部・大学院等>薬学部>シラバス

4 授業

(1) 授業への出席・欠席

授業科目の履修は、すべて出席受講することを原則とします。授業を欠席する（した）際、欠席に配慮を希望する場合は、別表第3「欠席を配慮する基準」を参照し、「欠席配慮願」を事務室に提出してください。なお、やむを得ず事後になる場合は、その理由を付して速やかに提出してください。実習については正当な理由による届けが無く欠席した場合は必要な単位を与えないことがあります。

また、出席率の低い学生及び受講態度に著しく問題がある学生については担当教員の判断で試験の受験資格を与えないことがあります。

欠席配慮願提出によって自動的に「出席扱い、あるいは課題等の免除」等がなされる訳ではありません。授業科目の成績評価等における取扱いについては、欠席理由の如何にかかわらず授業担当教員が判断します。

(2) 時間割表

授業は、別に定める時間割表に基づいて行われます。1時限70分です。

なお、授業時間帯は、次のとおりですが、授業によっては変更する場合があります。

授 業 時 限	時 間 帯
1 時 限	8 : 50 ~ 10 : 00
2 時 限	10 : 10 ~ 11 : 20
3 時 限	11 : 30 ~ 12 : 40
4 時 限	13 : 40 ~ 14 : 50
5 時 限	15 : 00 ~ 16 : 10
6 時 限	16 : 20 ~ 17 : 30
7 時 限	17 : 40 ~ 18 : 50

(3) 異常気象に伴う休講、試験の延期等について

- ① 和歌山市に暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、次のとおり休講等となります。

暴風警報及び特別警報発令状況	授業等の取扱い
1 午前7時現在発令中又は午前7時から午前8時50分までの間に発令された場合	午前中（昼休憩まで）の授業を休講又は遠隔授業とし、試験を延期
2 1の警報が午前11時現在も発令中の場合	全時限休講又は遠隔授業とし、試験は延期
3 午前8時50分以後に発令された場合	学部長が指示する
4 その他の警報（大雨、洪水、大雪、暴風雪）の発令時及び公共交通機関の運休時（計画運休等が発令された場合を含む）	状況に応じて学部長が授業及び試験の取扱いについて指示する
5 実務実習等の学内外での実習	前4を原則とし、当該実習施設の指導者又は当該実習の担当教員の指示によるものとする
6 自宅周辺・通学途中の状況からみて、危険又は登校困難と判断したとき	登校を見合わせ、薬学部事務室に連絡する

- ② 南海又はJRのいずれかが運行されていない場合、状況によって学生に不利にならないよう取り扱います。

(4) 授業に関する連絡事項

休講、補講、教室変更、授業変更等の授業に関する連絡事項は、その都度 UNIVERSAL

PASSPORT（教務学務システム）又は Microsoft Teams の掲示板に掲示しますので、毎日掲示板を見て確認してください。

5 試験

（1）試験の方法

試験は、筆答、口答、実技、論文・レポート提出等により行います。

（2）試験の実施時期

試験は、原則として各科目の所定の授業が終了した学期末に期間を定めて行いますが、科目によっては試験期間外に行うことがあります。

（3）追試験

病気その他やむを得ない理由により試験を受けられなかった者は、願い出により追試験を受けることができます。

追試験を受けようとする者は、「追試験受験願」に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて、登学可能後速やかに事務室へ提出してください。

（4）再試験

試験又は追試験で不合格となった者に対しては、担当教員の判定に基づき、再試験を行うことがあります。

再試験を行うときは、その日時等を事前に UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）の掲示板又は Microsoft Teams に掲示します。

（5）受験の際の注意事項

- ① 試験監督者（教員）の指示に従うこと。
- ② 試験は所定の座席で受験すること。
- ③ 学生証は机の上に置き、忘れた場合は事務室で仮学生証発行の手続きを行うこと。
- ④ 受験のために必要な筆記用具及び許可された物品以外の携帯品はカバンに入れたうえで足下に置き、机の中及び周辺には何も置かないこと。
- ⑤ スマートフォンや携帯電話、スマートウォッチ等通信機能のある電子機器類は電源を切って、カバンの中に入れること。なお、試験中に電子機器類が作動した場合は、不正とみなされることがある。また、試験室を退室するまで電子機器類の電源を切っておくこと。
- ⑥ 試験開始から 30 分を経過した後で入室することはできない。
- ⑦ 試験中は試験室外に出てはならない。体調不良等、やむを得ない場合は教員の許可を得ること。なお、試験中にトイレに行くことも原則として認めないので、あらかじめ済ませておくこと。
- ⑧ 試験開始後、教員の許可がない限り退室を認めない。
- ⑨ 壁や机などへの書き込みを一切禁じる。
- ⑩ 受験中は物品の貸借を一切禁じる。
- ⑪ 受験中は不正行為と疑われるような行為を厳に慎むこと。疑わしい行為をした学生には、当該試験の受験資格を停止し退室を命じることがある。
- ⑫ 試験終了後は、鉛筆や消しゴムを机の上に置き、加筆、訂正等を行わないこと。

- ⑬ 答案の回収は、教員の指示に従うこと。
- ⑭ 中途退室する時は速やかに退室しホール等では静粛にしておくこと。
- ⑮ 試験に不正行為があった場合は、当該試験を含め、その期の試験すべてを不合格とする。
- ⑯ 試験室内での飲食は厳禁とする。

6 成績の評価

(1) 成績の評価

成績の評価は、100点を満点とし、その評価は、担当教員が次の基準により行います。ただし、再試験に合格した者の成績は、60点となります。

評 価	成 績	GP	成 績 評 価 基 準	判 定
S	90点以上	4.0	学修目標を達成し、極めて優秀である	合 格
A	80点以上90点未満	3.0	学修目標を十分に達成している	
B	70点以上80点未満	2.0	学修目標を達成している	
C	60点以上70点未満	1.0	学修目標を概ね達成している	
D	60点未満	0.0	学修目標を達成していない	不合格

(2) GPA 制度

薬学部では、学生の成績を総合的に評価するために GPA 制度を導入しています。GPA の算出には以下の式を用います。通常は小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位までを表示します。

$$GPA = \frac{\sum (\text{各科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数})}{\sum (\text{履修登録科目の単位数})}$$

(3) 異議申立

成績評価に関して、異議がある場合は、異議を申し立てることができます。異議申し立てを行う場合は、所定の期間に事務室に申し出てください。

7 単位の授与

(1) 単位の授与

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位が与えられます。

単位を修得した授業科目は、再び履修することはできません。ただし、授業担当教員が認めたときは、その科目を聴講することができます。

(2) CAP 制

薬学部では、自学自習の時間を確保するため、年間 44 単位の年間登録上限 (CAP 制) を設けています。

(3) 既修得単位の認定

薬学部に入學する前に他の短期大学又は大学等において単位を修得している者は、本学部

の授業科目の履修により修得したものとみなして、既修得単位として認定できる場合があります。所定の期日までに「既修得単位等認定申請書」を事務室まで申請してください。

8 在籍可能期間・進級判定

薬学部の在学期間は、12年を超えることはできません。また、第1学年から第3学年までの区分につきそれぞれ2年及び第4学年から第6学年までの区分につき6年を超えて在学することができません。そのため、第1学年、第2学年、第3学年のそれぞれの修了時に進級判定を行います。進級要件は以下のとおりです。

(1) 第1学年

教養科目：外国語科目（6単位）、ケア・マインド教育（3単位）及び自然科学系科目8単位中7単位以上を修得（16単位／21.5単位（保健体育0.5単位、人文社会学系科目4単位以上を含む））

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、薬学入門（早期体験実習）及びその他の専門科目9単位中7単位以上を修得（13単位以上／15単位）

(2) 第2学年

教養科目：外国語科目（8単位）、ケア・マインド教育（3単位）及び自然科学系科目8単位中7単位以上を修得（18単位／23.5単位（保健体育0.5単位、人文社会学系科目4単位以上を含む））

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、薬学入門（早期体験実習）、専門実習（化学系）、専門実習（生物系）及びその他の専門科目35単位中31単位以上を修得（47単位以上／51単位）

(3) 第3学年

教養科目：外国語科目（9単位）、ケア・マインド教育（3単位）及び自然科学系科目8単位中7単位以上を修得（19単位／24.5単位（保健体育0.5単位、人文社会学系科目4単位以上を含む））

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、薬学入門（早期体験実習）、専門実習（化学系）、専門実習（生物系）、専門実習（医療系）、専門実習（物理系）、特別実習（入門）及びその他の専門科目61単位中56単位以上を修得（81.5単位以上／86.5単位）

教養科目の内訳は下記のとおりです。

外国語科目	英語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB、薬学英语Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、ドイツ語Ⅰ、Ⅱ、フランス語Ⅰ、Ⅱ、中国語Ⅰ、Ⅱ
人文社会科学系科目	心理学、哲学、文学、法学、経済学、社会学
自然科学系科目	情報基礎、情報基礎演習、統計基礎、基礎物理学、有機化学、有機化学演習、生物学、無機化学

科目区分	授業科目の名称	履修区分			単位数												備考
		必修	選択	自由	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
					期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	
病態生理学Ⅰ	○						1										
薬理学Ⅰ	○						1										
薬理学演習Ⅰ	○						1										
薬物治療学Ⅰ	○						1										
専門実習(生物系)	○						7										
専門実習(医療系)	○						3.5										
医薬品化学Ⅱ	○							1									
衛生化学Ⅰ	○							1									
臨床薬理学	○							1									
病態生理学Ⅱ	○							1									
薬物治療学Ⅱ	○							1									
薬理学Ⅱ	○							1									
薬理学演習Ⅱ	○							1									
がん・化学療法学	○							1									
製剤学Ⅰ	○							1									
医療倫理	○							1									
薬物動態学Ⅰ	○							1									
臨床薬学概論	○							1									
専門実習(物理系)	○							2.5									
特別実習(入門)	○							3.5									
衛生化学Ⅱ	○								1								
衛生化学Ⅲ	○								1								
衛生化学演習	○								1								
薬物動態学Ⅱ	○								1								
臨床薬理学演習	○								1								
薬物治療学Ⅲ	○								1								
製剤学Ⅱ	○								1								
薬理学Ⅲ	○								1								
薬理学演習Ⅲ	○								1								
裁判化学	○								1								
社会薬学Ⅲ	○								1								
医薬品情報学	○								1								
医薬品情報学演習	○								1								
災害薬学	○								1								

科目区分	授業科目の名称	履修区分			単位数												備考
		必修	選択	自由	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		
					前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
					期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	
薬物治療学演習	○									1							
医療安全学Ⅰ	○									1							
社会薬学Ⅳ	○									1							
社会薬学Ⅴ	○									1							
臨床感染制御学	○									1							
臨床コミュニケーション	○									1							
臨床薬剤学Ⅰ	○									1							
臨床薬剤学Ⅱ	○									1							
医薬品安全性学	○									1							
医療統計解析学	○									1							
医療統計解析学演習	○									1							
医薬品開発学	○									1							
事前学習Ⅰ	○										1						
事前学習Ⅱ	○										5						
病院・薬局実習	○											2	0				
病院・薬局薬学	○															1	
医療安全学Ⅱ	○															1	
臨床医学	○															1	
臨床薬学演習	○															4	
薬学特別演習				○													5
特別実習Ⅰ	○									1	0						
特別実習Ⅱ	○													2	0		
合計（123科目）	109	12	2	186単位以上修得													

※ ドイツ語、フランス語、中国語については、同一言語2科目を履修すること。

別表第2

授業科目	先修条件として指定する授業科目
特別実習 I	専門実習（医療系）、専門実習（物理系）、特別実習（入門）
特別実習 II	特別実習 I

※ 科目名に I、II、III、IV及びVの番号がついている場合、番号順の履修が望ましい。

別表第3 欠席を配慮する基準（薬学部）

下記の基準に該当し、かつ欠席に対する配慮を希望する場合は、欠席配慮願を事務室に提出して下さい。担当教員に欠席を報告する必要があるときは、各担当教員に直接連絡して下さい（非常勤講師等で連絡先が分からない教員に限り、事務室に問い合わせして下さい。）。

事例	範囲	添付書類
学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合、又は感染したおそれがある場合	学校保健安全法施行規則第19条に規定する期間（2か月を超えた場合を除く） 新型コロナウイルスに関しては、上記の基準の他、本学が出席停止を規定する期間となることもあり得る。	医療機関の領収書（診察日および診療報酬明細が記載されているもの。コピー可） ※ただし、通院した日を含め7日以上 の自宅療養が必要な場合は、医師の診断書（コピー可）
忌引	2親等以内の親族の葬儀 （本人および配偶者から2世代を隔てた関係にある親族。祖父母・きょうだい・孫など） 死亡日を含め5日以内	「会葬御礼」等通夜、葬儀の日程がわかるもの（コピー可）
交通機関の支障	公共交通機関の運休、運転見合せ、または著しい遅延	公共交通機関発行の証明書（コピー可）
裁判員選任時	該当期間（呼び出し）のみ	裁判所からの呼び出し状（コピー可）
非常災害	風水害・火災・地震等	罹災証明書（コピー可） 公的機関等の証明書（コピー可）
その他	負傷で通学が困難な場合 就職活動 被保護者の看病 大学及び学部が認めた活動 講義担当教員が特に認めたもの	左記の事由を証明できる書類

- 1 欠席配慮願の提出で、授業を出席したものとみなすことはできない。
- 2 欠席した日から2週間以内の提出であること。ただし、2週間以上通学できない場合は、その都度受付を判断する。
- 3 保健室の一時利用による欠席配慮願の提出は受理しない。
- 4 異常気象に伴う休講等については、欠席配慮願の提出は不要とする。

学校保健安全法施行規則（抜粋）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。

ロ 百日咳せきにあつては、特有の咳せきが消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。

ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹ちようが発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂か皮化するまで。

ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。

チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

。